

令和元年度 第1回

高知市在宅医療・介護連携推進委員会
資料

日時：令和元年12月23日（月）18：30～20：30

場所：総合あんしんセンター 3階 大会議室

目次

高知市在宅医療・介護連携推進委員会名簿	．．．．．	P 1
高知市在宅医療・介護連携推進委員会設置要綱	．．．．．	P 2
報告関連資料	．．．．．	P 4
(1) 令和元年度 在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況	．．．	P 5
(2) 社会資源情報収集提供業務	．．．．．	P 8

<別紙資料>

1. 在宅（療養）生活支援リーフレット
2. 在宅医療・介護連携推進のための多職種研修会報告資料
3. 人生の最終段階における医療・ケアの意志決定支援事業

高知市在宅医療・介護連携推進委員名簿

(平成31年2月1日～令和3年1月31日)

※西川委員は、令和元年6月16日～

	所属	氏名
1	一般社団法人 高知県作業療法士会 副会長	浅川 英則
2	一般社団法人 高知市歯科医師会 理事	石黒 純子
3	一般社団法人 高知市医師会 理事	伊与木 増喜
4	公益社団法人 高知県理学療法士協会 代表理事(副会長)	小笠原 正
5	高知市居宅介護支援事業所協議会 理事	大庭 憲史
6	高知県ホームヘルパー連絡協議会 副会長	川田 麻衣子
7	公益社団法人 高知県薬剤師会	田中 繁樹
8	高知北在宅医療介護ネットワーク 会長	堤 智子
9	高知県医療ソーシャルワーカー協会 理事	中山 裕恵
10	公益社団法人 高知県看護協会 常任理事	西川 公恵
11	一般社団法人 高知市医師会 理事	藤井 貴章
12	高知市民生委員児童委員協議会連合会 会長	藤崎 忠男
13	高知県通所サービス事業所連絡協議会 会長	細川 忠
14	国立大学法人高知大学 教育研究部医療学系連携医学部門(公衆衛生学)講師	宮野 伊知郎
15	高知県立大学看護学部看護学科 教授	森下 安子
16	高知県介護福祉士会 副会長	森本 俊介
17	高知県訪問看護ステーション連絡協議会 会長	安岡 しずか
18	一般社団法人 高知がん患者支援推進協議会 理事長	安岡 ゆり子
19	高知市在宅医療介護支援センター	伊勢脇 友美
20	高知市西部地域高齢者支援センター 介護予防支援担当係長(西部地域)	北村 朋子

高知市在宅医療・介護連携推進委員会設置要綱を次のように定める。

平成29年2月1日

高知市長 岡崎 誠也

高知市在宅医療・介護連携推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを希望するまで続けることができるよう、在宅医療及び介護を一体的に提供する体制を構築するための方策等を協議するため、高知市在宅医療・介護連携推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 地域の医療機関、介護事業者等の情報の収集及び活用に関する事項
- (2) 在宅医療及び介護の連携に係る課題の抽出並びに対応策に関する事項
- (3) 在宅医療及び介護サービスの提供体制の構築の推進に関する事項
- (4) 医療・介護関係者の情報共有の支援に関する事項
- (5) 在宅医療及び介護の連携に関する相談の支援に関する事項
- (6) 医療・介護関係者の研修の実施に関する事項
- (7) 地域住民への在宅医療及び介護の連携に関する情報の普及啓発に関する事項
- (8) 在宅医療及び介護の連携に係る関係市町村との連携に関する事項
- (9) その他在宅医療及び介護の連携の推進のために市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療及び福祉関係団体の役職員
- (3) 市民
- (4) 行政関係者
- (5) その他市長が特に必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を行う。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、健康福祉部健康福祉総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年2月1日から施行する。

(会議の招集に関する特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開催される委員会の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。

報告関連資料

(1) 令和元年度 在宅医療・介護連携推進事業の進捗状況

(2) 社会資源情報収集提供業務

